

盛岡市違反広告物簡易除却推進制度要領

平成20年10月10日

市長 決 裁

改正 平成22年4月1日

改正 令和3年4月1日

(目的)

第1 この要領は、盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号。以下「条例」という。）に違反している広告物の除却について、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、市長が委任する者の要件等を定めるとともに、協力を申し出た団体を認定することにより、違反広告物の除却を推進し、もって良好な景観の形成及び屋外広告物への市民意識の啓発を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反広告物 条例に違反している広告物をいう。
- (2) 簡易除却 法第7条第4項の規定に基づく違反広告物等の除却をいう。

(除却対象広告物)

第3 この要領の規定により簡易除却を委任する違反広告物は、条例第4条に掲げる物件に掲出されている違反広告物のうちはり紙とする。

(推進員の委任及び推進団体の認定等)

第4 市長は、次の各号のいずれにも該当する者を盛岡市違反広告物簡易除却推進員（以下「推進員」という。）として、法第7条第4項の規定に基づき、簡易除却の権限を委任するものとする。

- (1) 満20歳以上の者であること。
- (2) 市内に在住又は在勤若しくは在学している者であること。
- (3) 市長が実施する簡易除却に関する講習を受講した者であること。
- (4) 次項に規定する盛岡市違反広告物簡易除却推進団体（以下「推進団体」という。）の構成員であること。

2 市長は、違反広告物の除却及び屋外広告物への市民意識の啓発活動へ協力を申し出た団体のうち、前項により委任を受けた推進員2人以上で構成する団体を推進団体として認定するものとする。

3 推進員の委任の期間及び推進団体の認定の期間は、委任又は認定を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、推進団体の代表者から申請があった場合は、これを更新するものとする。

4 市長は、第1項の規定による委任をした場合又は第2項の規定による認定をした場合は、盛岡

市違反広告物簡易除却推進員証明書（様式第1号）及び腕章（様式第2号）又は盛岡市違反広告物簡易除却推進団体認定書（様式第3号）を交付するものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、認定の更新について準用する。

（委任及び認定の取消し）

第5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、推進員に対する委任を取り消すことができる。

- (1) 推進団体の構成員でなくなったとき。
- (2) 推進員としてふさわしくない行為があったと市長が認めるとき。

2 市長は、推進団体に所属する推進員が2人未満となったときは、当該認定を取り消すことができる。

（活動援助等）

第6 市長は、予算の範囲内で、推進団体の除却活動に要する用具の貸与を行うものとする。

2 市長は、推進団体の除却活動中における傷害等に備えるため、予算の範囲内でボランティア活動保険の保険料を負担するものとする。

（推進員等の遵守事項等）

第7 推進員は、次に掲げる事項を遵守して簡易除却を行うものとする。

- (1) 推進団体の構成員2人以上で活動すること。
- (2) 日没後は除却活動を行わないこと。
- (3) 盛岡市違反広告物簡易除却推進員証明書を携帯し、腕章を着用すること。
- (4) 他人の土地、建物等にその所有者の許可なく立ち入らないこと。
- (5) 活動中に知り得た個人情報等は守秘することとし、委任期間満了後も同様とする。
- (6) 活動中に事故その他の問題が生じたときは、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (7) 簡易除却対象広告物であるか判断ができない場合その他の疑義が生じた場合は、市長の指示を受けること。

2 推進団体の推進員を除く構成員は、推進員の指導のもと、簡易除却作業の補助を行うものとする。

3 推進員は、委任期間が満了したとき又は委任が取り消されたときは、盛岡市違反広告物簡易除却推進員証明書及び腕章を速やかに市長に返還するものとする。

（申請等）

第8 第4第1項の規定による委任及び第4第2項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、盛岡市違反広告物簡易除却推進団体認定申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 盛岡市違反広告物簡易除却推進団体構成員（推進員予定者）名簿（様式第5号）
- (2) 違反広告物簡易除却活動計画書（様式第6号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 第4第3項ただし書の規定により委任及び認定の更新を受けようとする推進団体の代表者は、盛岡市違反広告物簡易除却推進団体認定更新申請書（様式第7号）に前項各号の書類を添付して、市長に提出するものとする。

（変更届等）

第9 推進団体の代表者は、第8第1項の盛岡市違反広告物簡易除却推進団体認定申請書及び添付書類に記載された事項を変更しようとするときは、事前に盛岡市違反広告物除却推進団体認定変更届出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 推進団体の代表者は、解散し、又はその活動を中止したときは、盛岡市違反広告物簡易除却活動廃止届出書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（報告）

第10 推進団体の代表者は、違反広告物の除却を行ったときは、速やかに違反広告物簡易除却活動報告書（様式第10号）により市長に報告するものとする。

（その他）

第11 推進団体の代表者は、この要領に記載のない事項について疑義が生じた場合は、市長の指示を受けるものとする。

（実施細目）

第12 この要領の施行について必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

第 号
盛岡市違反広告物簡易除却推進員証明書
所属団体 氏 名
年 月 日生
上記の者は、屋外広告物法第7条第4項の規定に基づく違反広告物の除却を行う権限の委任を受けた者であることを証明する。
有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 日
盛岡市長 印

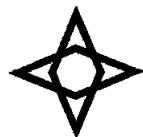
(表)

備考 用紙の大きさ 縦6センチメートル、横9センチメートル

(注意)
1 除却できる広告物 次の物件に掲出されたはり紙 橋、街路樹、トンネル、石垣・擁壁、信号機、道路標識、歩道さく、電柱、街灯柱、 消火栓、路上変電塔、郵便ポスト、電話ボックス
2 除却できない広告物 <ul style="list-style-type: none">・はり紙以外の広告物・他人の建築物等に表示されているもの・法令の規定により表示されているもの・国又は地方公共団体が表示するもの・公職選挙法の規定による選挙運動のためのポスター

(裏)

様式第 2 号



盛岡市

盛岡市違反広告物簡易除却推進員

様式第3号

盛景第 号

年 月 日

様

盛岡市長

印

盛岡市違反広告物簡易除却推進団体認定書

年 月 日付けで申請があった除却推進団体認定について、盛岡市違反広告物簡易除却推進制度要領第4第2項の規定により、下記のとおり認定します。

記

1 認定番号 第 一 号

2 団体名 代表

3 除却推進員

4 除却活動地域

5 認定期間 年 月 日 から 年3月31日 まで

盛岡市長 様

(申請者)

団体名

代表者氏名

住所

電話番号 ()

盛岡市違反広告物簡易除却推進団体認定申請書

盛岡市違反広告物簡易除却推進制度要領第8第1項の規定に基づき、下記とおり除却推進団体の認定を申請します。

記

1 除却活動地域

2 構成員数 人

3 添付書類

違反広告物簡易除却推進団体構成員名簿(様式第5号)

違反広告物簡易除却活動計画書(様式第6号)

その他(市長が必要と認めるもの)

(注)

1 除却推進団体として認定を受けるには、満20歳以上の方が在籍していなければなりません。

様式第5号

盛岡市違反広告物簡易除却推進団体構成員（推進員予定者）名簿

団体名 _____

	フリガナ 氏名・生年月日	住所・電話番号	備考
1	年 月 日生	〒 TEL	
2	年 月 日生	〒 TEL	
3	年 月 日生	〒 TEL	
4	年 月 日生	〒 TEL	
5	年 月 日生	〒 TEL	
6	年 月 日生	〒 TEL	
7	年 月 日生	〒 TEL	
8	年 月 日生	〒 TEL	
9	年 月 日生	〒 TEL	
10	年 月 日生	〒 TEL	

(注)

- 1 代表者の方は、備考欄に「代表者」と記入してください。
- 2 屋外広告物法第7条第4項の規定に基づく簡易除却の権限の委任を受け、除却推進員になろうとする方は、備考欄に「除却推進員希望」と記入してください。
- 3 除却推進団体認定後、構成員に変更があった場合、速やかに認定変更届出書を提出してください。

違反広告物簡易除却活動計画書

団体名 _____

代 表 者	フリガナ 氏 名
	連絡先 (〒 -)
	TEL
主な活動予定日	
活 動 地 域	
除却活動の内容 及 び 方 法	
備 考	

(注)

- 1 「除却活動の内容及び方法」については、どのような体制で活動するのか、できるだけ具体的に記入してください。
- 2 活動地域を示した地図を添付してください。

盛岡市長 様

(申請者)

団体名

代表者氏名

住所

電話番号 ()

盛岡市違反広告物簡易除却推進団体認定更新申請書

盛岡市違反広告物簡易除却推進制度要領第4第3項の規定に基づき、下記とおり除却推進団体の認定の更新を申請します。

記

変更に係る事項	変更前	変更後

1 前回の認定と変更が生じる点

2 変更の理由

(注)

この様式に記載困難な場合は、別紙を添付し、これに記載してください。

年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)

団体名

代表者氏名

住所

電話番号 ()

盛岡市違反広告物簡易除却推進団体認定変更届出書

年 月 日付け 盛景第 号により認定を受けた事項について変更したいので、盛岡市
違反広告物簡易除却推進制度要領第 9 第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更予定年月日

2 変更事項

3 変更内容 (変更前)

(変更後)

4 変更理由

(注)

この様式に記載困難な場合は、別紙を添付し、これに記載してください。

様式第9号

年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)

団体名

代表者氏名

住所

電話番号 ()

盛岡市違反広告物簡易除却活動廃止届出書

除却活動団体としての活動を廃止したので、盛岡市違反広告物簡易除却推進制度要領第9第2項の規定に基づき、下記とおり届け出ます。

記

1 廃止年月日 年 月 日

2 廃止の理由

